

建設業者のための生産性向上支援補助金のご案内

(大分県建設業生産性向上支援事業)

1 事業の概要

県内建設業者の生産性向上に関する取組を支援するため、生産性向上に資する機器等の導入に要する経費の一部を補助するものです。

2 対象事業者

次の全てに該当する者とします。

- ①大分県内に主たる営業所を有すること。
- ②小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社であること。
- ③建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可のうち「土木一式工事」に係る許可を有すること。
- ④暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

3 支援内容（補助内容）

| 補助率 | 補助 限度額 | 補助対象機器等 | 対象経費 | 対象期間 |
|------------|------------|--|-----------------|--------------------------------------|
| 2分の 1以内 | 20万 円以内 | ① ICT 土工の導入に繋がり、建設現場における生産性の向上に資する機器等 ② ICT 土工の導入に繋がり、建設現場における生産性の向上に資するソフトウェア等 | 補助対象機器等の購入に係る経費 | 平成 30 年 3 月 31 日までに事業（機器等の購入）が完了するもの |

※ここでの ICT 土工とは測量、設計から施工、検査に至るまでプロセスにおいて ICT 技術を活用する土木工事のことです。「施工」の範囲においては、起工測量から実施工、出来形管理等のそれぞれの場面で ICT 技術を導入し、生産性の向上に資するものを対象にできます。

※消費税及び地方消費税は対象外です。

※機器等のリースやメンテナンスの経費は対象外です。

※複数の機器等の導入を計画した場合においても、補助対象とできる機器等は一つのみとします。その他詳細は実施要領及び交付要綱で確認してください。

4 補助対象の例示

ICT機器等購入補助の例

おんせん県おおいた

1 ict建設機械

- ・マシンコントロールシステム
- ・マシンガイダンスシステム

マシンコントロールシステム・マシンガイダンスシステム

2 3D測量機器

- ・3Dレーザースキャナ
- ・トータルステーション
- ・UAV
- ・GNSS受信機
- ・各種ソフトウェア(3D点群処理、3D設計データ作成等)

3Dレーザースキャナ GNSS受信機

3 関連機器

- ・タブレット端末
- ・各種ソフトウェア(施工管理ソフト等)

注: ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)の契約には適用できません

※例示であり、これに限るものではありません。

※具体的には、「実施計画書」等の内容により、「活用の計画」や「生産性向上の効果」などを確認します。

5 関係書類

以下の書類を県庁HPからダウンロードできます。

- ・大分県建設業生産性向上支援事業実施要領(様式等含む)
- ・大分県建設業生産性向上支援事業補助金交付要綱(様式等含む)

URL : <http://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/seisanseikoujo-hojoh.html>

6 事業の申請等

事業実施計画書(実施要領・様式1)等の必要書類を「大分県土木建築部土木建築企画課建設業指導班」まで1部提出してください。詳細は実施要領及び交付要綱で確認してください。

7 注意事項

1. 申請後、補助金の交付決定をした後の購入経費でなければ支援(補助)できません。事業に着手する前に、期間に余裕を持って早めに書類を提出してください。
2. 補助は予算の範囲内において実施します。また、予算には限りがあり、交付申請書の受付順に補助金の交付事務を進めます。
3. 補助金の交付後1年以内に、機器等の活用実績報告を求めます。機器等の活用実績が確認できない場合は、補助金の一部又は全部を返還してもらう場合がありますので、注意してください。

8 お問い合わせ先

お問い合わせ・相談は、大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班
(TEL:097-506-4516) までお願いします。